新県計画（各論5）

＜第九章＞ 県民のしあわせを実現する……

福祉と保健医療

■第1節 社会福祉の充実

◆現況と問題点

この十年余の間に、めざましい経済の成長を遂げたわが国は、いまや世界における一大先進国家の地位を築きあげたといわれる。しかしながら、いつの時代もそうであるが、社会の進歩発展の谷間にあって、情勢に適応できない階層があることも、忘れてはならない。

社会福祉の問題は、こうした特定の各層にどう対処するかということに大きな重点がおかれて、施策がすすめられてきた。本県も国の施策とあいまって、児童や心身障害児者、老人などに対する施策を積極的にすすめ、保育所、精神薄弱児施設、重症心身障害児施設、養護老人ホームなどの施設の整備をすすめ、社会福祉施設数五百五箇所約三万一千人の人びとを収容する規模に達するなど社会福祉の充実につとめてきたが、なお、次のようなことがらが改善を要する点としてあげられる。

(1) 年金制度と医療保険制度

年金制度、医療保険制度は、社会福祉の大きな柱であり、県では県民のだれもがその恩恵に浴することができるよう、国民皆年金、皆保険に向かって努力を続けてきたが、その制度的な面で多種多様の保険制度、年金制度があり、各種類の間に経営主体や財源の相違などがあって給付内容にも高低がある。これらの制度は、国の施策に負うところが大きいが、制度の面の改善をはかり、給付内容が現在の向上していく生活水準に適合するよう、今後なお財源の充実をはかり、給付水準を引き上げていく必要がある。

(2) 児童福祉と青少年問題

児童は、将来の本県の経済や文化の発展をになうものであるが、最近出生率の低下とともに、その数も減少の傾向にある。また婦人の就業機会の増加にともない共かせぎ世帯も増加の傾向にあり、いわゆる「かぎっ子」と呼ばれる母親の適切な保育を受けることができない児童がふえている。県ではその対策として保育所の整備など、乳幼児の福祉対策に力を注いできたが、まだ十分とはいえない状況にある。

また、青少年の健全な育成については、それをとりまく社会環境の浄化が必要であり、県では関係の民間団体と緊密な連携を保ちながらその問題と取り組んできたが、最近における消費の拡大や享楽的風潮の高まりなどによって、青少年を取りまく社会環境は、不健全な方向へむかう傾向が強く、これらが青少年の情ちょの不安定や、問題行動を起こさせる社会的要因となっている。青少年の非行の状況を見ると、昭和三十九年頃までは、十四歳～十五歳の児童の非行が多くみられたが、最近では十八歳～十九歳の青少年のうちでも高年齢層の非行が増加しており、青少年の交通違反事件も急増している。

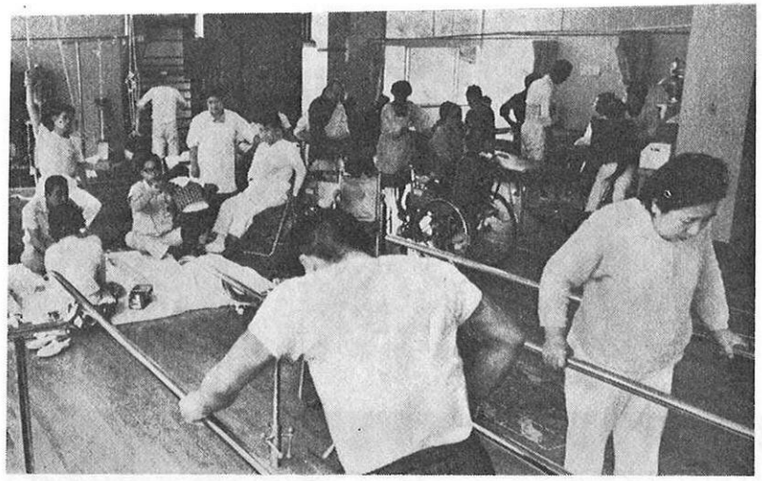

★機能回復訓練にはげむ身障者（水俣リハビリテーションセンターにて）

(3) 心身障害者の福祉

身体障害者、精神薄弱者に対してはそれぞれ身体障害者更生援護施設、精神薄弱者更生施設などを整備拡充し、身体的機能の回復訓練、生活訓練、職能訓練、授産などの施策を講じ、できるだけ社会生活に適応復帰できるようにつとめてきた。その結果、本県におけるこれらの施設の収容力も、近年逐次整備されつつあるが、昭和四十三年現在における身体障害者数約四万人、精神薄弱者数約八千人と比較するとなお十分とはいえない現況にある。

また、これらの身体障害者の実態をみると、その多くが心身両面にわたる重複障害を有する者が多い。さらに、身体の内部的疾患、情ちょ障害、行動の不安定などの要素を有する者もいて、その障害の内容は複雑である。そこで、これらの人びとに更生の道を開き、社会復帰への明るい希望を持たせる施設は、現行の法律制度下における個々の身体障害者施設、精神薄弱者施設だけでは十分ではなく、専門的な医療、精神衛生、生活訓練あるいは能力に応じた授産や教育などの施設も備えた総合的な施設でなければならず、そのような施設の必要性は今後ますます高まるものと考えられる。

(4) 老人福祉

医学や保健衛生の発展によって、平均寿命が伸び、老人人口は増加の傾向にある。そこで、老人福祉対策として、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター、老人いこいの家などの施設の整備充実をすすめ、老人福祉対策の向上に努力してきたが、戦後における家族制度の崩壊にともなって、老人に対する扶養意識が希薄となり、老人世帯と若年世帯の分離、核家族化が進行し、老人の多くが孤独感、疎外感を持つようになっており、この面からの老人福祉対策の必要性が大きな問題となってきている。そこで、老人にも社会参加の道をさらに広げ、また、老人が多年にわたって社会の進展に貢献してきた者として敬愛され、精神的にも豊かな人生がおくれるような対策が必要であり、また、老齢年金制度の充実、老人医療の公的保障、特別養護老人ホームおよび養護老人ホームの整備など、老人福祉対策のいっそうの拡充強化をはかることが今後の課題となっている。

(5) 生活保護

経済の成長から取り残され、種々な理由で社会に復帰することが困難となった者に対しては、生活保護による援助施策を講じてきた。その結果、経済の進展ともあいまって、被保護人員は、昭和三十八年をピークに減少していく方向にある。一方保護費については、所得水準、生活水準の大幅な向上に対応して、その保護基準の引き上げにつとめ、医療扶助費の増加などともあいまって、年々増加していく傾向にある。

◆将来の展望

これからの社会福祉は、一部の人がその対象になるものではなく、県民のすべてを対象とするものに姿を変えていくこととなろう。すなわち、国民皆年金、皆保険が充実され、また、農業者年金なども新設され、県民のだれもが安定した老後をおくることができ、病気になっても安心して高度の医療技術の恩恵にあずかれるようになろう。制度的には、年金制度、医療保険制度は、全国にわたって統